

「誰もが活躍できるやまぐちの企業」取組シート

企 業 名	医療法人 愛の会									
法人全体の従業員数※	男 性	正社員	96 人	女 性	正社員	309 人	計	正社員	405 人	
		正社員以外	4 人		正社員以外	50 人		正社員以外	54 人	
		計	100 人		計	359 人		計	459 人	
前年度の有給休暇の平均取得日数		(1 人あたり) 15 日／年			前年度の月平均所定外労働時間		(1 人あたり) 1.4 時間／月			

※法人全体の常時雇用する労働者の人数を記入してください。ただし、県外本社で、県内に人事・労務管理等を独自に実施する主たる事業所がある場合は、県内事業所の合計人数を記入してください。

評価項目ごとに、該当する取組内容等全てに☑を記入し、右の「該当」欄に○を記入してください。
網掛け部分には数値を記入してください。（取組シートの内容は、県ホームページで公開します。）

評価項目（働きやすい・働きがいのある職場環境づくり）	該当
1 年次有給休暇等の取得促進 ※法人全体で 301 人以上の企業は必須 ☐ 時間単位の有休取得 ☒ 半日単位の有休取得 ☒ リフレッシュ休暇 ☐ 記念日休暇 ☐ 事業所全体での一斉休暇 ☐ 安心して休めるための業務相互支援体制の整備 ☐ 従業員のライフステージに応じた法定外休暇の創設 ☒ 取得計画の作成 ☐ その他（ ）	○
2 所定外労働の縮減の取組 ※法人全体で 301 人以上の企業は必須 ☒ ノー残業デー導入 ☒ 時間外勤務事前届出の徹底 ☐ 仕事の見直しによる業務量の平準化 ☐ 従業員の提案を踏まえた業務改善 ☐ その他（ ）	○
3 多様な働き方の導入 ☐ テレワーク（在宅勤務等） ☐ フレックスタイム ☐ 勤務地限定正社員制度 ☐ 職務限定正社員制度 ☐ 短時間正社員制度 ☐ その他（ ）	
4 イクボス宣言、働き方改革宣言等 ☐ イクボス宣言実施・社内掲示 ☐ 働き方改革宣言の実施・社内掲示 ☐ トップの社内訓示の表明 ☐ トップの意思の社内報への掲載 ☐ その他（ ）	
5 従業員の働きがいを高める取組 ☒ 職場環境や社員意識に関する社員アンケートの実施 ☐ 従業員による提案機会・制度導入 ☐ 社長や上長と社員の個人面談 ☐ 外部ツールの活用による企業課題の把握 ☐ その他（ ）	○
6 ハラスメント（セクハラ、マタハラ、パワハラ等）防止対策 ※全社必須 ☒ ハラスメントの内容、事業主の方針明確化 ☒ 周知・啓発の実施 ☒ 相談窓口の設置 ☒ 研修の実施 ☐ ハラスメント防止マニュアルの作成 ☐ その他（ ） ※下線は全て必須項目	○
7 育児・介護休業を利用しやすい職場環境づくり ※全社必須 ☒ 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした従業員への個別の周知・意向確認 ☐ 研修の実施 ☒ 相談窓口の設置 ☐ 取得事例の収集・提供 ☐ 休業取得促進に関する方針の周知 ☐ その他（ ） ※下線は R4. 4. 1 以降の申し出者がいる場合は必須項目、破線はいずれか 1 つ以上	○
8 男性の家事・育児参加のための職場環境づくり ☒ 育児休業取得の奨励 ☐ 職場研修 ☐ 手引書の配布・掲示 ☐ その他（ ）	○
9 病気の治療等と仕事の両立に向けた相談支援等 ☐ 就業継続のための相談窓口、相談体制の整備 ☐ 職場の意識づくりのための研修 ☐ 両立マニュアルの作成 ☐ その他（ ）	

評価項目（働きやすい・働きたいのある職場環境づくり）		該当
10 法令違反がないこと 過去３年間の労働関係法令その他の法令に関する重大な違反がない ※全社必須	○	
評価項目（出産・育児・介護に関する支援）		該当
11 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 一般事業主行動計画の策定及び労働局への届出をしている ※全社必須	○	
12 法を上回る産前・産後休業、育児休業制度 (法を上回る制度がある場合は内容を記入) [原則２歳まで取得可能]	○	
13 育児休業取得実績 ・過去３年間における女性従業員の育児休業取得実績(人数、取得率を記入してください) <u>(ア)のうち同期間に係る育児休業を開始した女性常用労働者数：</u> 25人 ×100 R5.1.1～R7.12.31に出産した女性常用労働者数(ア) : 25人 = 100% (取得率) ☒ 過去３年間の取得率が100%以上である ← ☐ 常時雇用者数300人以下に該当する(取得率100%未満の場合は記入不要です)	○	
・過去３年間における男性従業員の育児休業取得実績(人数、取得率を記入してください) <u>(イ)のうち同期間に係る育児休業を開始した男性常用労働者数：</u> 7人 ×100 R5.1.1～R7.12.31に配偶者が出産した男性常用労働者数(イ) : 8人 = 87.5% (取得率) ☒ 過去３年間の取得率が50%以上である ← ☐ 常時雇用者数300人以下に該当する(取得率50%未満の場合は記入不要です)	○	
14 法を上回る介護休業制度 (法を上回る制度がある場合は内容を記入) []		
15 介護休業取得実績 過去３年間に取得者がいる(人数を記入してください) 男性： 人、女性： 1人		
16 その他の育児、介護に関する制度(柔軟な働き方を実現する措置) ※全社必須 ☒ <u>短時間勤務制度</u> ☐ <u>始業・終業時刻の繰下・繰上</u> ☐ <u>テレワーク</u> ☐ <u>フレックスタイム</u> ☒ <u>養育両立支援休暇制度</u> ☒ <u>配偶者出産特別休暇制度</u> ☐ その他() ※破線はいずれか２つ以上	○	
17 育児・介護に関する制度の利用実績 過去３年間に項目12,14,16でチェックした制度の利用者がいる (内容、利用実績を記入してください) [・2歳まで育休を取得した職員：23年～26年現在までに5名 ・配偶者出産特別休暇取得職員：23年～26年現在までに5名]	○	

《法制度の概要》

- 12 産前産後休業：産前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）、産後 8 週間
育児休業：子が 1 歳に達するまで、特例で 1 歳 2 か月、一定の場合は 2 歳まで
- 14 介護休業：対象家族 1 人につき 3 回まで、通算して 93 日
- 16 子の看護等休暇・介護休暇：年 5 日（2 人以上の場合は 10 日）、小学校 3 年生修了まで
3 歳未満の子又は介護：短時間勤務等制度
小学校就学前の子又は介護：時間外労働の制限（1 か月 24 時間、1 年 150 時間）、深夜業の制限

評価項目（多様な人材の活用）		該当
18 山口しごとセンターへの登録 山口しごとセンター（やまぐちジョブナビ）へ登録している	※法人全体で 101 人以上の企業は必須	○
19 若者が働きやすい・働きがいのある職場環境づくり、就労定着支援 ☑フォローアップ研修 ☐先輩社員との交流会等の実施 ☑インターンシップの受入れ ☐若手従業員による提案機会・制度導入 ☐その他（ ）		○
20 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 一般事業主行動計画の策定及び労働局への届出をしている	※法人全体で 101 人以上の企業は必須	○
21 女性が働きやすい職場環境づくり ☑積極的な女性の採用 ☐女性のライフステージに応じた就業継続支援 ☐女性の職域拡大 ☐その他（ ）		○
22 女性管理職の登用にに向けた取組 ☑社外研修への参加支援・奨励 ☑管理職に必要な能力を身につけるための研修の実施 ☑管理職への積極的な登用 ☐その他（ ） 【女性管理職※割合】： 45.5%（記入してください）※課長級以上（役員は含みません）		○
23 高年齢者の雇用継続措置 ☑ 65 歳までの雇用継続制度（定年延長、定年廃止、再雇用）を導入している（いずれか○で囲んでください） ☐ 70 歳までの雇用継続制度（定年延長、定年廃止、再雇用）を導入している（いずれか○で囲んでください）	※全社必須	○
24 高年齢者が働きやすい職場環境づくり ☐高年齢者の職業能力の開発・向上 ☐高年齢者の職域拡大 ☐ワークシェアリング ☑業務の切り出し ☐作業環境の改善 ☐その他（ ）		○
25 障害者が働きやすい職場環境づくり ☑シフト等への配慮 ☐社内ジョブコーチの配置 ☑本人、上司へのカウンセリングの実施 ☐その他（ ）		○
26 障害者の雇用（法定雇用数の達成） 法定雇用数以上（37.5 人未満の企業は 1 人以上）を雇用している 【雇用障害者数】： 11 人（法定雇用数： 8 人）（記入してください） ※特例子会社の親会社は、特例子会社を合算して算定 ⇒「やまぐち障害者雇用推進企業」の認定を受けられていない場合は併せてご検討ください。 ☐障害者の実雇用率が 4%以上に該当する	※法人全体で 37.5 人以上の企業は必須	○
27 非正規社員が働きやすい職場環境づくり ☑正社員への登用制度 ☑昇給・退職金等制度 ☐その他（ ）		○
28 非正規社員の正社員転換実績 過去 3 年間に正社員に転換した非正規社員が 1 人以上おり、現に就業を継続している		○

《認定の目安等》

- 1 常時雇用する労働者数が 300 人以下の中小企業相当は、評価項目数 33 のうち概ね 3 割（10 項目以上該当）、常時雇用する労働者数が 301 人以上の大企業相当は、全チェック項目数 31 のうち概ね 5 割（16 項目以上該当）が認定の目安となります。審査会において、審査の上、認定が決定されます。
- 2 従業員数は、原則として、法人全体の常時雇用する従業員数とします。ただし、県外本社で、かつ、県内に人事・労務管理等を独自に実施する主たる事業所がある法人は、全ての県内事業所の従業員数とします。

「わが社自慢」

特色ある取組や実績、アピールポイントなど

■医療法人愛の会 基本理念

「自分が受けて満足できる 高度なサービスを提供する」

患者さん中心のサービスを提供できるよう、それぞれの職種が専門性を発揮し業務に取り組んでいます。

この基本理念をもとに、基本指針、行動指針が定義されています。

■休み方改革に関わる取組

・入社時の法人有休付与

有休取得までに付与する福利厚生の有給休暇で、病気等の突発的な事情の場合に使用できる

・希望公休を月3日まで申請可

・有休を半日単位で取得可能

・急な病欠や看護、服喪など病気や葬儀等の証明が出来れば、後日年次有給休暇に振替可能

看護は内縁を含む親族やペットにも適用

半日の振替有休も取得可能

・特別休暇を願い出により取得可能

結婚：5日（入籍から1年以内に取得）、妻が出産：1日、服喪：3日～7日（親等による）

・子の看護休暇について、小学6年生まで取得可（年間30日まで）

・育児休暇について、小学6年生まで取得可（年間10日まで）

・継続勤務報奨旅行

毎年4月1日時点で勤続年数が規程年数（3年、6年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年、45年、50年）に達した全職員に権利が適用され、特別休暇と報奨金が付与される。

特休日数と報奨金は勤続年数によって加算される。

一例）6年勤続：3日間の特別休暇と10万円の報奨金

10年勤続：4日間の特別休暇と30万円の報奨金

■働き方改革に関わる取組

・子が未就学児であれば、深夜業務、残業の免除

申請すれば3歳未満まで適用

・非正規社員の働き方について、所属と本人の意向を充分に加味し、勤務体系を柔軟に変更している

■職員に喜ばれている取組

・インフルエンザ予防接種、職員無料接種（全額補助）

・「育児施設利用費補助申請」2023年4月導入開始

子が3歳未満で継続的に保育施設を有料で利用している場合、申請書提出で5,000円の補助

・「成長祝い金」2025年1月導入開始

以下の子を持つ職員は申請書提出により支給あり

◇3月に高校卒業、または高専3年生修了する子：100,000円支給

◇4月に小・中・高に入学する子：30,000円支給

・「職能団体年会費補助申請」2026年3月導入開始

専門職の協会年会費の3分の1の補助を申請により行う

（例）日本薬剤師会、日本看護協会、日本介護福祉士会、日本作業療法士会等

■親睦会の活動が盛りだくさん

<2025 年度行事>

- ・ 2025 年 4 月 : 海峡ウォークに新入職員と参加
- ・ 2025 年 8 月 : JCOMアリーナで大運動会 (家族参加OK)
- ・ 2025 年 10 月 : 芋ほり&バーベキュー (家族参加OK)
- ・ 2026 年 1 月 : ボウリング大会
- ・ 2026 年 2 月 : トリムバレーボール大会
- ・ 職員の結婚・出産・訃報等に電報送付
- ・ 資格取得者・退職職員に花束贈呈 (対象: 6 か月以上勤務した者)
- ・ 職員の医療費一部負担 (上限 5,000 円)
- ・ サークル活動 (バドミントン)

■地域との関わり

- ・ 下関の春の風物詩「海峡ウォーク」にボランティアとして参加
長府商店街の関所でリハビリ職員によるマッサージコーナーを設置
4 時間サービスを行い、157 名の利用があった
- ・ 地域包括支援センターからの依頼で「介護予防体操教室」の講師としてリハビリ職員が継続的に参加
事後活動として地域へ配布する広報誌にも取り上げている
- ・ 認知症フェアへ看護・リハビリ職員が 8 名参加
筋力測定、肺年齢検査、飲み込む力測定など「体とお口の健康チェック」として会場を設け、
90 名以上のかたがチェックを受けられた
- ・ 百周年記念プロジェクト「mir♡i100+」の取り組みで、病院近隣の学校施設や公民館などに
記念品贈呈を行う予定。また、人的交流 (リハビリ職員による元気体操教室など) も行う予定

■さまざまなプロジェクトが始動

- ・ 風土改善プロジェクトチーム発足
より良い環境で働けるよう、改善点の発見、検討を行い、職員自ら風土改善に取り組む
- ・ 新卒採用プロジェクトチーム発足
看護学生さんに光風園病院の魅力を伝えて人材確保に取り組んでいる
- ・ 既卒採用プロジェクトチーム発足
既卒看護師さんに当院で働く事の魅力を発信、入社後もスムーズに働けるように仕組み作り
- ・ 百周年記念プロジェクト「mir♡i100+」が発足
当法人が 2027 年 3 月に百周年を迎える
「記念イベントや式典」「広報活動」「記念誌作成」に取り組んでいる

■各制度の認定・表彰歴

- | | |
|---|-------------------|
| ・ 山口県「やまぐち子育て応援優良企業」 | 登録番号 455 号 |
| ・ 「やまぐちイクメン応援優良企業」 | 登録番号 35 号 |
| ・ 「障害者雇用優良事業所等表彰」 | 令和 6 年受賞 |
| ・ 厚生労働省「くるみん」 | 平成 22 年、平成 26 年認定 |
| ・ プラチナくるみん認定 | 令和 6 年認定 |
| ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞 | 令和 6 年 9 月 17 日受賞 |
| ・ やまぐち“とも×いく”応援企業 | 令和 6 年 8 月 19 日登録 |
| ・ 「えるぼし」認定 | 令和 3 年取得 |
| ・ 下関市と山口県から「若者の市内県内での定着を促進するための連携企業」として選定 | 令和 6 年 5 月 |
| ・ 山口県病院協会の優良職員の表彰歴多数 | |